

玄海原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	本文四、五、添六 - 2 改 2
提出年月日	令和元年 11 月 14 日

玄海原子力発電所 2 号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、
維持管理対象設備の
選定結果について

令和元年 11 月
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (1/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	
原子炉施設一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	設置許可本文
		炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	設置許可本文
		燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	設置許可本文
		原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	設置許可本文
		放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	設置許可本文
		燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	設置許可本文
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	設置許可本文
		燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	設置許可本文
		除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	設置許可本文
		新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	設置許可本文
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	設置許可本文
		蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	設置許可本文
		1次冷却ポンプ	1次冷却ポンプ	1次冷却ポンプ	1次冷却ポンプ	1次冷却ポンプ	1次冷却ポンプ	1次冷却ポンプ	1次冷却ポンプ	設置許可本文
		1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	設置許可本文
		加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	設置許可本文
		主蒸気管	主蒸気管	主蒸気管	主蒸気管	主蒸気管	主蒸気管	主蒸気管	主蒸気管	設置許可本文
		蒸気タービン	蒸気タービン	蒸気タービン	蒸気タービン	蒸気タービン	蒸気タービン	蒸気タービン	蒸気タービン	設置許可本文
		タービンバイパス設備	タービンバイパス設備	タービンバイパス設備	タービンバイパス設備	タービンバイパス設備	タービンバイパス設備	タービンバイパス設備	タービンバイパス設備	設置許可本文
原子炉冷却系補施設	非常用冷却設備	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	設置許可本文
		高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	設置許可本文
		低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	設置許可本文
		蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	設置許可本文
		化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	設置許可本文
		余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	設置許可本文
		原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水設備	設置許可本文
		原子炉補機冷却ポンプ	原子炉補機冷却ポンプ	原子炉補機冷却ポンプ	原子炉補機冷却ポンプ	原子炉補機冷却ポンプ	原子炉補機冷却ポンプ	原子炉補機冷却ポンプ	原子炉補機冷却ポンプ	設置許可本文
		原子炉補機冷却水タンク	原子炉補機冷却水タンク	原子炉補機冷却水タンク	原子炉補機冷却水タンク	原子炉補機冷却水タンク	原子炉補機冷却水タンク	原子炉補機冷却水タンク	原子炉補機冷却水タンク	設置許可本文
		燃料取扱費用タンク	燃料取扱費用タンク	燃料取扱費用タンク	燃料取扱費用タンク	燃料取扱費用タンク	燃料取扱費用タンク	燃料取扱費用タンク	燃料取扱費用タンク	設置許可本文

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備
 ※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を後燃料物質貯蔵設備で保管する期間においては、所要の性能を満足するよう当該燃料物質貯蔵設備及び燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保に必要な設備（照明設備、補機冷却設備等）については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務体系者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い解体撤去に併せて放射線汚染の除去を行うための必要となる場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護者防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (2/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	内 訳	廃止措置対象施設	内 訳	解体対象施設 ○: 解体対象範囲から除く施設 ×: 解体対象範囲から除く施設	供出号評 判定	判定	添付書類六に記載の設備	維持管理対象設備 ○: 機能を維持すべき設備 ×: 機能を維持し管理する設備 -: 1, 3, 4号炉で維持管理する設備	備考	
											設備引用元
計装	設置許可本文記載設備	核計装	核計装	核計装	核計装	2	○	×			
		その他の主要な計装	その他の主要な計装	その他の主要な計装	その他の主要な計装	2	○	×			
安全帰還回路	設置許可本文記載設備	原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	2	○	×			
		その他の主要な安全帰還回路	その他の主要な安全帰還回路	その他の主要な安全帰還回路	その他の主要な安全帰還回路	2	○	×			
計測制御系施設	設置許可本文記載設備	制御材	制御材	制御材	制御材	2	○	×			
		制御材駆動設備	制御材駆動設備	制御材駆動設備	制御材駆動設備	2	○	×			
		1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	2	○	×			
その他の主要な事項	設置許可本文記載設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	2	○	×			
		中央制御室	中央制御室	中央制御室	中央制御室	1. 2	○	×			
気体廃棄物の廃棄設備	設置許可本文記載設備	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	1. 2	○	×			
		ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	1. 2	○	×			
液体廃棄物の廃棄設備	設置許可本文記載設備	原子炉補助駆動機排気筒	原子炉補助駆動機排気筒	原子炉補助駆動機排気筒	原子炉補助駆動機排気筒	2	○	×			
		ほう酸回収系	ほう酸回収系	ほう酸回収系	ほう酸回収系	2	○	×			
放射性廃棄物の 廃棄施設	設置許可本文記載設備	廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	2	○	×			
		2					2	○	×		
		1. 2					1. 2	○	×		
		1. 2, 3, 4					1. 2, 3, 4	○	×		
		1. 2					1. 2	○	×		
		1. 2, 3, 4					1. 2, 3, 4	○	×		
		1. 2					1. 2	○	×		
		1. 2, 3, 4					1. 2, 3, 4	○	×		
		1. 2					1. 2	○	×		
		1. 2, 3, 4					1. 2, 3, 4	○	×		
		1. 2					1. 2	○	×		
		1. 2, 3, 4					1. 2, 3, 4	○	×		
		1. 2					1. 2	○	×		
		1. 2, 3, 4					1. 2, 3, 4	○	×		

設置許可本文記載設備でないが、廃止措置計画に基づき維持管理対象設備として追加する設備

- ※1: 廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物理貯蔵設備で保管する期間については、所定の性能を満足するよう当該核燃料物理貯蔵設備及び核燃料物理貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加
- ※2: 廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備(照明設備、補給冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加
- ※3: 廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減のための空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴って放射性物質の放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加
- ※4: 廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (3/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備	廃止措置対象施設	内 訳	内 訳	内 訳	維持管理対象設備 ○：機能を維持すべき設備 ×：機能を維持する必要のない設備 -：1, 3, 4号炉で維持管理する設備	設備引用元	備考
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	1. 2	×	添付書第六に記載の設備	設置許可添付八
						2	○	エリア・モニタ (中央制御室)	設置許可添付八
						2	○	エリア・モニタ (ドラム詰装置制御室)	設置許可添付八
						1. 2	×	エリア・モニタ (使用済燃料ピット付近)	設置許可添付八
						2	×	エリア・モニタ (放射化学室)	設置許可添付八
						1. 2	×	エリア・モニタ (充てんポンプ室)	設置許可添付八
						2	×	エリア・モニタ (原子炉冷却材採取室)	設置許可添付八
						2	×	エリア・モニタ (原子炉格納容器内(エアロック付近))	設置許可添付八
						2	×	エリア・モニタ (原子炉格納容器内(炉内計器付近))	設置許可添付八
						2	×	エリア・モニタ (原子炉格納容器内(高レンジ))	設置許可添付八
						1. 2	○	エリア・モニタ (罐固体焼却炉建屋制御室)	設置許可添付八
						1. 2	○	エリア・モニタ (前処理室)	設置許可添付八
						1. 2	○	エリア・モニタ (排気吸出室)	設置許可添付八
						2	×	プロセス・モニタ (原子炉格納容器じんあいモニタ)	設置許可添付八
						2	×	プロセス・モニタ (原子炉格納容器ガスモニタ)	設置許可添付八
						2	×	プロセス・モニタ (主蒸気管モニタ)	設置許可添付八
						2	×	プロセス・モニタ (徳水器排ガスモニタ)	設置許可添付八
						2	×	プロセス・モニタ (蒸気発生器ブロアダウンスモニタ)	設置許可添付八
						2	×	プロセス・モニタ (原子炉補給冷却水モニタ)	設置許可添付八
						2	×	プロセス・モニタ (補助蒸気徳水モニタ)	設置許可添付八
2	×	プロセス・モニタ (高感度型主蒸気管モニタ)	設置許可添付八						
1. 2	○	プロセス・モニタ (罐固体焼却炉排ガスじんあいモニタ)	設置許可添付八						
1. 2	○	プロセス・モニタ (罐固体焼却炉排ガスモニタ)	設置許可添付八						
1. 2	○	プロセス・モニタ (罐固体焼却炉建屋蒸気空調排ガスじんあいモニタ)	設置許可添付八						
1. 2	○	プロセス・モニタ (罐固体焼却炉建屋蒸気空調排ガスモニタ)	設置許可添付八						
1. 2	○	放射線管理設備	設置許可本文						
1.2, 3, 4	×	放射線管理設備	—						
屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	2	○	原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ	設置許可添付八
						2	○	原子炉格納容器排気筒ガスモニタ	設置許可添付八
						2	○	液体廃棄物処理設備排水モニタ	設置許可添付八
						1.2, 3, 4	×	—	—
						1.2, 3, 4	×	—	—
						1.2, 3, 4	×	—	—
						1.2, 3, 4	×	—	—
						1.2, 3, 4	×	—	—
						1.2, 3, 4	×	—	—
						1.2, 3, 4	×	—	—

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画調査基準の要求事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備

※1：廃止措置計画調査基準「新燃焼炉及び使用済燃料再燃焼炉燃料貯蔵設備」に基づき追加

※2：廃止措置計画調査基準「その他の安全確保上必要な設備(照明設備、補給冷却設備等)」に基づき追加

※3：廃止措置計画調査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のための空気の浄化が必要な場合並びに放射性じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行のために必要となる場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加

※4：廃止措置計画調査基準「放射線管理設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (4/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考		
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳			
原子炉格納施設	構造	126	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	設置許可本文		
		127	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器	設置許可本文		
		128										
		129									設置許可本文	
		130	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	設置許可本文	
		131									設置許可本文	
		132									設置許可本文	
		133		原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器換気ファン	設置許可本文	
		134									設置許可本文	
		135	その他の主要な事項									設置許可本文
		136										設置許可本文
		137										設置許可本文
		138										設置許可本文
139										設置許可本文		
140										設置許可本文		
141										設置許可本文		
142										設置許可本文		
143										設置許可本文		
144										設置許可本文		
145	その他原子炉の 付属施設	非常用電源設備	受電系統	受電系統	受電系統	受電系統	受電系統	受電系統	受電系統	設置許可本文		
146			ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	設置許可本文	
147			蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池	設置許可本文	
148			キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	設置許可本文	
149											設置許可本文	
150											設置許可本文	
151											設置許可本文	
152									設置許可本文			
153									設置許可本文			
154									設置許可本文			
155									設置許可本文			
156	発電所補助施設	発電所補助施設	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	設置許可本文		
157											設置許可本文	
158											設置許可本文	
159											設置許可本文	
160											設置許可本文	
161											設置許可本文	
162											設置許可本文	
163											設置許可本文	
											設置許可本文	
											設置許可本文	

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備
 ※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間においては、所定の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備(照明設備、補給冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のための空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性物しんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加